

瀬戸市訓令第 1 号

本 庁
公 所

文書の左横書きの実施に関する規程（昭和 3 5 年瀬戸市規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記（第 4 関係） 文書の作成要領及び書式例	別記（第 4 関係） 文書の作成要領及び書式例
第 2 用紙の使い方	第 2 用紙の使い方
1 用紙は、原則として <u>日本産業規格</u> による A 4 判を縦長に用いる。ただし、その利用方法からみて A 4 判により難しいものは、A 5 判又は A 6 判を縦長に用いる。	1 用紙は、原則として <u>日本工業規格</u> による A 4 判を縦長に用いる。ただし、その利用方法からみて A 4 判により難しいものは、A 5 判又は A 6 判を縦長に用いる。
2 <省略>	2 <省略>

附 則

この規則は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。